工　事　請　負　契　約　書（案）

工　事　名　静岡大学(蜆塚)浜松国際交流会館２号館電気契約容量変更工事
請負代金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　　円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発 注 者　国立大学法人静岡大学　契約担当役　財務施設部長　海　藤　和　俊　と　受 注 者　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の図面及び特記仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
第２条　工事は、以下の場所において施工する。
浜松市中央区蜆塚３丁目 22 番１号（静岡大学蜆塚団地構内）
第３条　着工時期は、令和８年　　月　　日とする。
第４条　完成期限は、令和９年３月１９日とする。
第５条　工事を施工しない日は、原則、特記仕様書の施工条件に記した日時とする。なお、実施工程表提出時に、土曜・日曜・祝日、及び受注者の夏季休暇・年末年始休暇等について、発注者、受注者間で協議する。また、工事を施工しない時間帯は、原則、午後６時から午前６時までとする。なお実施工程表提出時に、他律的な要因により配慮が必要な場合においては、発注者、受注者間で協議する。
第６条　契約保証金は免除する。
第７条　請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき支払うものとする。
第８条　請負代金の請求書は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
第９条　この支払いは、請求書を受理した日から６０日以内にするものとする。
第 10 条　完成通知書は静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
第 11 条　この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
第 12 条　この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
第 13 条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

発　注　者　静岡県静岡市駿河区大谷８３６
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長　海　藤　和　俊

受　注　者